

平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障する最低賃金制度の役割はますます大きくなってきているが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

2010年の「雇用戦略対話」における、「地域別最低賃金について、できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円を目指す」との政公労使合意により、北海道最低賃金は、ここ6年間で75円引き上げられた。

しかし、北海道地方最低賃金審議会においては、引き上げ額のみが議論され、有るべき水準への引き上げがなされていない。中央水準との格差是正や各種経済諸指標との整合性を踏まえた改正が求められる。

賃金のナショナルミニマムを担う地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映できておらず、現状では、北海道内の勤労者のセーフティネットとして機能しているとは言えない。地域別最低賃金をそうした機能を果たす有効なものとするためには適正な水準の引き上げや、事業所に対する指導強化及び最低賃金制度の履行確保が極めて重要である。

また、北海道のような非正規雇用比率が高く、最低賃金に張り付く賃金体系が多い地域においては、地域経済の活性化、所得税収の確保という観点からも最低賃金の引き上げは重要な課題である。

よって、政府においては、今年度の北海道最低賃金の改定に当たっては、働く者が経済的に自立可能な水準に改定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年（2013年）6月12日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党及び市民ネットワーク北海道
所属議員全員